

## 令和7年第1回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和7年11月21日（金） 9時30分開始

2 会場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員 教育長 小西啓二 欠席  
1番 池田良枝 出席  
2番 小城和之 出席  
3番 市川洋 出席  
4番 山田洋子 出席

4 出席職員 教育次長 柿本剛  
総務学事課長 大井一徳  
総務学事課 重安千陽  
丸茂宣潔  
榎野直也  
須藤颯太  
生涯学習課長 川村恭彦  
生涯学習課 松岡文明  
武田宜裕

【開会時刻 9時30分】

池田教育長職務代理者 定足数に達していますので、これより令和7年第1回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、市川委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、11月21日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

池田教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

### 議案第30号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

池田教育長職務代理者 日程第2「議案第30号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、市長は教育委員会の意見を聞かなければならないこととなっています。令和7年12月大竹市議会定例会（第5回）に提出する2件の議案の作成について、市長から意見を

求められたため、意見を申し出るものです。1件目の提出議案は、別紙1の「大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されました。本議案は、国の中止に従い定めた本条例の一部を改正するものです。改正内容としましては、放課後児童支援員の資格要件について規定する条例第10条第3項の改正について、児童福祉法の改正による地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、地域限定保育士も保育士とみなす規定を追加するものです。また、虐待等の禁止及び通告に関する規定を追加する条例第12条について、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたことにより、引用する条項を第33条の10第1項各号に改めるものです。最後に施行期日は、公布の日からとするものです。続きまして、2件目の提出議案は、別紙2の「令和7年度大竹市一般会計補正予算（第6号）」です。令和8年4月1日付けで業務を開始するにあたり令和7年度中に契約事務を行う必要があるため、自然の家やさか及び海の家あたたの寝具の借上げに要する経費について、債務負担行為の設定をするものです。

池田教育長職務代理者

市川委員

事務局

池田教育長職務代理者

事務局

小城委員

事務局

小城委員

事務局

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

私は人権擁護委員も務めていて、放課後児童クラブの施設も見て回っているのですが、自分たちが現役の時の施設・設備と全然違って、どこも立派な施設なので驚きました。環境はすごく良くなっていると思います。ただ、虐待についてテレビでも報道されています。体罰や虐待がないように定例的に研修を行い、このようなことがあってはならないことを確認しながら研修を行う必要があると思います。

研修については毎年実施しています。

年間の回数は分かりますか。

手持ちの資料はないのですが、適宜報告があります。県からも研修の実施の通知がありますので、その都度運営事業者には参加を呼びかけています。毎年、大竹市立図書館のギャラリーで開催しているところです。

4ページの改正前・改正後の表の第12条について、法第33条の10各号から法第33条の10第1項各号に変わったとのことですが、この内容について教えてください。

今回の児童福祉法の改正は、虐待に関する項目が変更されました。まず、虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通報義務が、児童養護施設等にありますので、こういったものが新たに追加されました。他にも、都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置、都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見、都道府県等による虐待の状況等の公表、国による研究調査といったものが法律で改正されています。

改正前の内容から改正後の方が詳しくなったと思うのですが、事細かに規定されている中で、第何項まであってその中の各号なのか、元々の33条の10各号にあたる内容が、新しく第1項の各号に変わっているのか分かりますか。内容は同じものが第1項の中に全部集約されていると思うのですが、2項、3項とあれば教えてください。

2項については「この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。」とあります。3項については「この節において、審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。」とあります。

- 市川委員 一般的に保育士は資格があり、幼稚園は幼稚園教諭があり免許をもって携わるのですが、今回の地域限定保育士はどういった内容になるのでしょうか。
- 事務局 地域限定保育士とは保育士とは異なり、認定地方公共団体の認定を受けた都道府県が実施する地域限定保育士試験に合格すると、合格した都道府県でのみ働くことができます。その後実務経験を含めて3年が経過したら全国で保育士として働くことができるようになる資格が与えられる制度です。これにより、保育士の資格取得が容易になり、特に人材確保が困難な地域での保育士不足解消の重要な手段と位置づけられています。広島県はまだ認定地方公共団体に手を挙げていません。特に人材が不足した地方公共団体が国に要望して認定されるものなので、まだ広島県はそのような状況ではないと判断されていると思われます。
- 山田委員 7ページの寝具の借上げとは、どのような状態なのでしょうか。
- 事務局 自然の家やさかと海の家あたたは宿泊研修施設ですので、泊まる方のための布団を借上げて用意しています。債務負担行為として、令和7年度中にこの業者と入札契約を行います。令和7年度中に行うのは、自然の家やさかも海の家あたたもずっと運営している状態なので、布団を新たに借上げて入替えをするために何日か休む形がとれないので、7年度中に行い8年度に新しく入れるために、年度をまたがってしまうために事前に予算を確保する形を取っています。
- 小城委員 485万円の寝具の借上げについて、年間を通してずっと借り続けないといけないからこれだけの予算を計上していると思うのですが、クリーニング等が全て含まれた金額なのでしょうか。
- 事務局 シーツは交換するのですが、布団自体は毎回業者がクリーニングするわけではありません。基本的に管理している職員の方に干してもらっています。
- 小城委員 シーツと布団は別々に借上げているのでしょうか。
- 事務局 借上げの契約の中にシーツも含まれています。交換を含めての金額になります。
- 小城委員 回数は関係ありますか。例えば、利用者が多く宿泊が密になっている時は一週間に何泊するか分からぬですし、借りる団体が3団体、10団体と増えた時でも、金額の総額は同じなのでしょうか。
- 事務局 細かい数の資料が手元にないのですが、ずっと汚れた状態のままではないので、適切なタイミングでの交換を行っています。
- 池田教育長職務代理者 他に質疑はありますか。
- 委員一同 なし。
- 池田教育長職務代理者 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 池田教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 池田教育長職務代理者 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。
- なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 池田教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長職務代理者で行います。
- これにて、令和7年第11回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 9時50分】

.....